

幼稚園区 及び 通園方法

幼稚園名	徒歩通園	バス通園
島本町立第一幼稚園	桜井台、桜井一～四丁目、桜井五丁目の一部、 青葉一～三丁目、水無瀬一・二丁目、百山、 広瀬一丁目の一部(7～15番、817番地 他) 広瀬四丁目の一部(22～26番)、広瀬五丁目	江川一・二丁目 高浜一・二・三丁目 桜井五丁目の一部
島本町立第二幼稚園	大字山崎、山崎二～五丁目、大字東大寺、 東大寺一～四丁目、広瀬一丁目の一部、 (1～6番、23番地 他)、若山台一・二丁目	大字大沢、大字尺代 山崎一丁目 広瀬二・三丁目 広瀬四丁目の一部(1～21番)

異なる園区の幼稚園に入園したい場合（幼稚園区の弾力的運用について）

定員の範囲内で異なる園区の幼稚園に入園できる制度です。

対 象 : 4歳児（ただし、既に入園している兄・姉がいる4歳児がこの制度を利用される場合は、5歳児の兄・姉の転園も可能です）

定 員 : 毎年の欠員状況から判断し決定します。（各園20名）

募集時期 : 通常の入園受付と同時期（12月上旬に翌年4月からの入園者を募集）

ただし、募集人員を超えなかった場合には定員に達するまで随時募集を行います。

通園方法 : この制度を利用される場合の通園方法は原則徒歩ですが、両方の幼稚園からともに1km以上離れた地域の方、もしくは国道171号線を横断して通園される地域の方は、バス通園が可能です。